

表7 裁判員制度に伴う休暇等の導入状況(平成21年12月1日現在)

(単位：団体)

区 分	団 体 数	制度実施	制度未実施
都道府県	47	47 (100.0%)	—
指定都市	18	18 (100.0%)	—
市区町村	1,777	1,703 (95.8%)	74 (4.2%)
合 計	1,842	1,768 (96.0%)	74 (4.0%)

(注) 1 国家公務員においては、職員が裁判員の職務を行う場合は、特別休暇の対象とされている。

2 () は、団体区分中の割合である。